

第6章

緑の保全・緑化の推進に対する施策の展開



施策のねらいと基本施策

本計画の基本理念及び緑の目標を受け、施策のねらいとして下記の緑の機能と、協働と参画を考慮し、エリアごとの施策を検討します。

- ① 環境保全・改善機能に関する施策
- ② 防災機能に関する施策
- ③ レクリエーション・心の快適さの機能に関する施策
- ④ 景観形成機能に関する施策
- ⑤ 生物多様性の保全に関する施策
- ⑥ 協働と参画の実現と緑の育成に向けた施策

また、11の基本施策を示すことで可能な施策を整理し、上記の機能に応じた具体策の実施検討を行います。

- ① 緑地の保全・活用
- ② 防災機能の強化
- ③ 都市公園の整備
- ④ 都市公園以外の公園的な整備
- ⑤ 公有地の緑化
- ⑥ 民有地の緑化
- ⑦ 生物多様性保全
- ⑧ 協働と参画による緑化の推進
- ⑨ 協働と参画による緑の管理・育成
- ⑩ 緑の教育
- ⑪ 利活用による緑の保全支援

<緑の基本理念>

人と自然が豊かに織りなす、未来へ継ぐ、緑の千曲市

<エリア別の目標>

里山・山間エリア

多様な生態系と人を育む、豊かな森を守る

田園エリア

原風景となる田園空間を守り育む

まちなエリア

都市活動を彩る美しい緑を守り育む

水辺のエリア

豊かなふるさとの水辺を守り育む

水と緑のネットワーク

地域の一体感を高め、多様な生き物が共生する水と緑のネットワークの形成

<緑の目標>

①自然を守り、緑豊かなまちをつくる

②災害に強く、安心できるまちをつくる

③緑とふれあう楽しいまちをつくる

④緑豊かな美しい景観をつくる

⑤多様な生態系を守る緑を育む

<協働と参画の目標>

緑を楽しむ心を育成する協働と参画の推進

<施策のねらい>

環境保全・改善機能に関する施策

防災機能に関する施策

レクリエーション・心の快適さの機能に関する施策

景観形成機能に関する施策

生物多様性の保全に関する施策

協働と参画の実現と緑の育成に向けた施策

<基本施策>

緑地の保全・活用

防災機能の強化

都市公園の整備

都市公園以外の公園的な整備

公有地の緑化

民有地の緑化

生物多様性保全

協働と参画による緑化の推進

協働と参画による緑の管理・育成

緑の教育

利活用による緑の保全支援

<施策の項目>

森林や樹林地の保全と活用策
農地の保全と活用策
河川・ため池の保全と活用策
名木・巨木や大切な樹林等の貴重な緑の保全策
その他の全般的環境保全策

水害、土砂災害等の自然災害予防のための緑の保全策
避難地等の防災機能の強化策

身近な公園（住区基幹公園）設置策
特定の用途・目的を有する公園（特殊公園）設置策
その他の公園・緑地設置策

自然・森林空間内の公園的整備策
農業とのふれあいの場づくり
道路空間内の公園的整備策
河川・ため池の公園的整備策
民有地の公園的利用・オープンスペースの創出策

道路の緑化策
水辺の緑化策
公共施設・公益施設の緑化策

まちづくりにおける緑化の指導・誘導策
緑化の補助・助成策

生物生息環境改善策

市民参加型緑化事業策
市民参加の仕組みづくり
市民参加の支援体制構築
緑化に関する指導・協議

緑の調査研究
管理体制の構築、管理費用の節減策
管理育成支援体制の構築

学校教育による取り組み
市民全般を対象とした取り組み
表彰制度の創設
広報活動の推進策

緑のリサイクル

緑地の保全・活用

1 森林や樹林地[※]の保全と活用

＊マーク
既に取り組み
組まれていて
継続するもの

■ 里山・山間エリア

- 自然公園内の自然環境保全を図るための地形・地質・植生及び野生動物に関する調査実施について関係機関に働きかけます。
- 樹林地等の維持管理について、維持管理助成制度を含め保存について検討を進めます。
- 水源に関わる水資源等の環境学習を進め、水源林の保護について制度化を検討します。
- ＊ 手入れが行き届いていない放置された針葉樹林の整備や、森林整備計画に基づき広葉樹林への樹種転換を進めます。
- 放置された間伐材を市民や事業者が利用出来るように、搬出作業路の整備や、活用制度の検討を進めます。
- ＊ 森林整備計画と連携し、豊かな森林の維持・管理とそのためのおんい手を確保するため、情報や学習機会を提供し、自主的な活動を支援します。
- 里山を身近な親しみやすい場とするため、里山整備計画を策定し、里山の整備を進め、誰もが行きやすくするための遊歩道を整備します。
- ＊ 採石場などの跡地における緑地の回復を図ります。



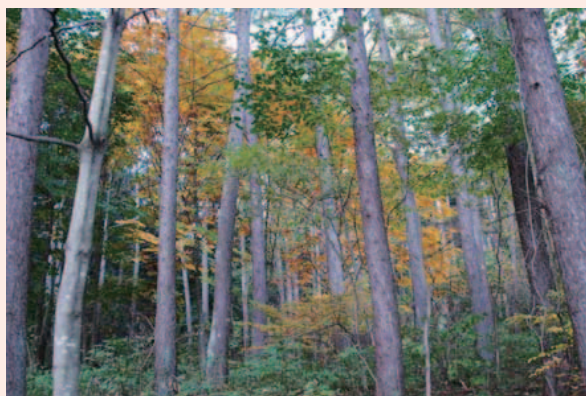
松くい虫被害木を使ったベンチ作り



こどもエコクラブ環境教室 森の探検



緑が回復している採石場跡地



針葉樹と広葉樹の混交林

2 農地の保全と活用

■ 田園エリア

- ※ 重要文化的景観に指定されている姨捨棚田を将来に渡り引き継いでいくため、現在取り組みを行っている「棚田貸します制度」により、都市と農村の交流を図りながら継続的な耕作を行い、併せて休耕田の復活と保全を図ります。
- ※ 農業振興地域整備計画に基づき、農業生産基盤の整備など営農条件の向上、農地の流動化や農作業の受託の促進、遊休農地の実態把握を進め、多様な担い手によって農地の保全を図ります。
耕作放棄地は年々拡大し、周囲の農地利用を阻害する要因となり、地域全体の農地に悪影響を及ぼします。そのため、営農に適した良好な状態で有効利用を図っていきます。農村景観の形成、保水機能など多面的機能について、農業体験の機会を通じ理解を深めます。
- ※ 市民農園[※]・観光農園[※]制度による農地の利用や、遊休農地の活用を図り荒廃を抑制します。
- ※ 地産地消、旬産旬消を図るため千曲ブランド[※]認定をさらに進め、農業振興を図ります。
- ※ 地球温暖化防止や、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者への支援を目的とした環境保全型農業支援対策により、農業用水の利活用を進めます。
- ※ 森・倉科地区の「あんずの里」における、まとまった樹園地の保全を進めます。



棚田の保全



大田原まるごと体験隊 そばの種まき体験

■ まちのエリア

- ※ 市民農園・観光農園制度による農地の利用や遊休農地の活用を図り、荒廃を抑制します。

3 河川・ため池の保全と活用

■ 水辺エリア

- 千曲川の河原に、水質の浄化機能があるヨシ原などからなる河畔林を復活させます。
- ※ 外来植物の駆除活動を市民、事業者、行政の協働で行います。



千曲川河川敷のセイタカアワダチソウ

4 名木・巨木や大切な樹林等の貴重な緑の保全

■各エリア共通

- ※ 歴史を伝え、地域景観に潤いを与える社寺林・古木を保全します。
貴重な樹木や樹林について、保存樹木の指定と補助を継続して進め保全を図ります。
文化財（史跡・名勝・天然記念物）・社寺林・景観重要樹木の指定と保全を進めます。
社寺林の植生調査を市民・事業者・行政協働で進め、学習会やマップづくりを進めます。
- 市内の貴重な樹木について、統一して管理できるシステムを検討します。
- ※ 棚田希少種保全園^{※)} について、市民・事業者・行政協働で維持管理を進めます。
- ※ 千曲市版レッドデータブック^{※)} に基づき、希少種のモニタリング^{※)} を継続します。



武水別神社の社寺林



三島社のケヤキ



棚田希少種保全園^{※)}の植物の説明



平成23年2月に発刊された
千曲市版レッドデータブック^{※)}

5 その他の全般的環境保全

- ※ 二酸化炭素排出削減に取り組めます。
二酸化炭素吸収源としての緑化やヒートアイランド対策として、都市公園の整備、道路や河川等における緑化、既存の民有地緑地の保全、建築物の屋上・壁面等に新たな緑化空間の創出等を積極的に推進します。

防災機能に関する施策

防災機能の強化

1 水害、土砂災害等の自然災害予防のための緑の保全

■里山・山間エリア

- ※ 森林整備を行い自然災害に強い森林をつくります。
間伐を進め、健全な森林を作り、また根が張ることによって崩壊を緩和できる樹種など、災害に強い性質を持つ樹種への転換を行います。

■各エリア共通

- ※ 災害に強い防災緑地をつくります。
根が張ることによって崩壊を緩和できる樹種など、災害に強い性質を持つ樹種を取り入れた緑化を行い、通常は、憩いの広場として利用しますが、災害時には被害の拡大を抑制します。
- ※ 防災水路を整備します。
市街地を流れる水路に一年中水を流し、非常時に対応できるような水辺を確保します。



整備され手の行き届いた森林

2 避難地等の防災機能の強化策

■田園エリア/まちなりのエリア

- ※ 避難地としての公園の設置を図り防災空間を確保します。
- ※ 公園における防災機能の向上を図ります。
災害に強い性質を持つ樹種を取り入れた緑化を行い、通常は、憩いの広場として利用しますが、災害時には被害の拡大を抑制します。
 - 街路樹・防災樹種の選定や管理手法の調査・検討を行います。
 - 防災樹種の選定においては、専門家の意見を聞く仕組みをつくります。
 - 防災登録農地制度^{※)}の検討をします。
- ※ 避難場所に指定した施設については、段差解消やスロープ設置などバリアフリー化を促進します。総合的な防災情報を網羅した防災マップの作成や地理情報システムの構築に努めます。



避難地となる公園（小船山公園）

都市公園の整備

1 身近な公園（住区基幹公園）の整備

■田園エリア/まちなりのエリア

- ※ 指定管理者制度をはじめ、身近な公園、広場等の地域住民との協働による維持管理を行い、良好な環境の形成を図ります。
- ※ 公園バリアフリー化の推進を図ります。
段差解消やスロープ設置などバリアフリー化を促進します。
- ※ 地域要望に即した公園整備を計画的に進めます。

■おおむね5年以内に整備することを予定している公園

戸倉砂田地区公園（街区公園）	大字内川	約 3,000 m ²
戸倉川窪地区公園（街区公園）	大字戸倉	約 2,000 m ²



地域住民による公園への植樹作業（森地区）



こどもエコクラブ 公園環境作業（上山田地区）



公園出入口にスロープを設置（小舟山公園）

2 特定の用途・目的を有する公園（特殊公園）の整備

■まちなりのエリア

- ※ 歴史公園の設置を検討します。

3 その他の公園・緑地の整備

■田園エリア/まちなりのエリア/水辺のエリア

- ※ 都市緑地の設置を検討します。
- ※ 公園バリアフリー化の推進を図ります。

都市公園以外の公園的整備

1 自然・森林空間の公園的整備

■里山・山間エリア

※ 森林レクリエーション機能の向上を図ります。

市街地を取り巻く郊外の山林や山裾の里山については、自然環境の保全を図りながら、登山道や遊歩道の整備を検討し、日常的に親しみやすい環境づくりを進めます。



市民により整備された案内看板と倉科セツブンソウ観察道

2 農業とのふれあいの場づくり

■田園エリア

※ 市民農園・観光農園制度により、遊休農地の活用を図り、農地転用や荒廃を抑制します。

※ 農村・都市交流拠点の整備を行います。

農業者と消費者が互いに恵み合う関係を構築し、農村と都市の交流を図ることで、農村地域の活性化、農業振興を図るため拠点の整備を行います。

■まちなりのエリア

※ 市民農園・観光農園制度による農地の利用や遊休農地の活用を図り、荒廃を抑制します。



あんずの里コンサート



生食用あんず苗の植え付け

3 道路の空間内の公園的整備

■ 田園エリア/まちなかのエリア

- ※ 道路造成地の残地を利用し、まちかどの公園等の整備や緑化に努め、公園整備にあたり市民参加の仕組みを検討します。
- ※ 歩行空間内の緑の創出を図ります。
- ※ 快適性と安全性に配慮した、歩行者空間整備を進めます。
- ※ 道路の緑化を計画的に進めます。



市民によるまちかど公園の整備（戸倉地区）

4 河川・ため池の公園的整備

■ 水辺のエリア

- ※ 関係機関との連携を図り、まとまりのある固有種で構成される河畔林を保全しつつ、市民や観光客が、憩い安らぎのある空間となるよう努めます。
- ※ 水辺環境整備事業を検討します。
- ※ 地域住民の憩いの場として河川敷緑地の活用を図り、子どもたちが千曲川の自然を体験できる親水空間として、水辺の楽校^{がっこう}※ 親水公園の活用を図ります。
- ※ 川のせせらぎや、鳥や虫、カエル等の鳴き声が聞こえ、市民が親しみ、憩える護岸整備に努めます。



倉科三滝周辺の水辺 水生生物教室



水辺の楽校親水公園

5 民有地の公園的利用・オープンスペースの創出

- コミュニティーガーデン[※]、オープンガーデン[※]の促進支援策について検討をします。

公有地の緑化

1 道路の緑化策

■ 田園/まちのエリア

● シンボリックな並木の整備を進めます。

✳ 道路造成地の残地を利用し、まちかど公園の整備や、法面の緑化に努めます。



市民が植樹の計画をしたまちかど公園（新田地区）

■ 緑のネットワーク

● 千曲市域をつなげる街路樹等の整備を図ります。

✳ 幹線道路の緑の整備を図ります。



市民の計画により植樹し維持管理している街路樹（大正橋東詰め街路樹）

2 水辺の緑化策

■ 水辺のエリア

✳ 水辺環境整備事業、自然環境保全事業の推進を図ります。

■ 緑のネットワーク

✳ 千曲川の桜堤等の並木の整備を図ります。



千曲川堤防の桜堤（粟佐地区）



千曲川堤防の桜堤（戸倉地区）

3 公共施設・公益施設の緑化

■ 田園エリア/まちのエリア

- 公共施設における緑化基準を作成し、屋上・壁面・駐車場等の緑化を図ります。
- ＊ 駅前広場及び周辺の緑化を図ります。 ＊ 農村・都市交流拠点の整備を進めます。
- ＊ 緑の歴史文化遺産の継承と活用を図ります。
- ＊ 定期的に施設の周辺道路等の清掃を行い、地域の環境美化に努めます。
- 緑の質を向上させるため、緑化に関して専門家に意見を聞く制度を作ります。

民有地の緑化

1 まちづくりにおける緑化の指導・誘導

■ 田園エリア/まちのエリア

- ＊ 景観計画区域内における行為の届出制度（特別区域）、景観計画に従った事業所の緑化、開発許可制度、工場立地法、緑地協定[※]、緑化地域制度[※]の活用を進めます。
- ＊ 「緑化に関する施策」の実施が定められている千曲市環境保全条例の実効性を担保します。比較的大きな敷地を有する事業所では、景観計画等に沿い敷地境界等の緑化を進めます。
- ＊ 一般住宅における、周辺景観への配慮と植栽などによる統一感のある景観を形成します。

2 緑化の補助・助成策

■ 田園エリア/まちのエリア

- 市街地のまとまった緑地を保全するため、緑地協定の啓発を行い、補助支援を検討します。
- ＊ 千曲市環境保全条例に定められている「緑化推進の助成」の活用を図ります。

生物多様性の保全に関する施策

生物多様性保全

1 生物生息環境改善策

- ＊ 多様な植生に関わる生態系の保全策を進めます。 ＊ 里山の保全と活用を図ります。
- ＊ 外来種駆除策を進めます。 ＊ 里山整備計画の策定を行い、森林整備を進めます。
- ＊ 水辺環境整備事業、自然環境保全事業の推進を図ります。
- ＊ 自然公園、保安林、地域森林計画対象民有林の整備を進めます。
- ＊ 水辺の楽校親水公園など親水環境を活用し、水生生物の生息環境学習に積極的に活用します。



戸倉セツブンソウを育てる会
群生地保護活動



内川ホタルの会
シダレヤナギ等植樹活動

協働と参画による緑の推進

1 市民参加型緑化事業

- 緑化活動推進事業を進めます。
- 緑化のモデル地区選定やモデル公園整備を進めます。
- ✳ 街道沿いにおける植栽や遊歩道の形成と、市民協働による緑化空間の創出を図ります。
- ✳ 身近なところから景観を美しくする市民活動の推進を図ります。
- コミュニティガーデン[※]、オープンガーデン[※]の促進支援について検討します。
- みどりの里親制度[※]を進めます。
- ✳ 子どもたちの自然体験・農作業体験などの体験活動を推進します。
- 花育推進事業を検討します。
- ✳ うるおいのある美しいみちづくり（道路アダプトプログラム[※]）を進めます。



協働の森づくり 間伐材の搬出



戸倉セツブンソウ群生地周辺の植樹

2 市民参加の仕組みづくり

- ✳ 公園愛護会等による市民参加の仕組みを作ります。
- ✳ 街路樹や公園・緑地のアダプト制度[※]による管理を進めます。
- ✳ まちづくり推進助成制度等の充実を図ります。
- 市民・事業者の「緑と人のネットワーク」創設を図ります。
- ✳ 歩道や植栽のデザイン検討段階から維持管理に渡る、市民参画体制の構築を図ります。
- ✳ まちづくり基本条例の理解を深め、市民と行政の役割分担を明らかにし、協働のまちづくりを進める仕組みを構築します。
- ✳ 子どもたちの環境活動支援を行います。



戸倉小学校「人権の花」の取り組み
売上金を被災地へ寄付しています



松くい虫被害木チップを使った
市民による遊歩道整備



市民アンケートによって樹種（ヤマボウシ）を決めた街路樹
（都市計画道路旧国道線）

3 市民参加の支援体制構築

＊補助制度の活用創出を行います。

- 緑の相談窓口といった、市民が気軽に立ち寄れる拠点づくりを検討します。
- 緑に関する制度や技術、市のランドデザイン[※]）についての情報を、市民が共有できる場や市内の緑の活動団体の把握・仲介できる仕組みを検討します。

4 緑化に関する指導・協議

- 公共施設の緑化に関する基準・指導書・助言（ガイドライン）を作成します。
- まちづくりや開発に係る施策・計画等において緑化指導を行います。
- 千曲市の緑の将来像に向けた、地域別緑のランドデザインを定める計画策定を行います。



みどりのサポート隊による八王子山の植樹活動

協働と参画による緑の管理・育成

1 緑の調査研究

- 緑のネットワーク形成のため、緑の現況調査を実施します。
- 外来植物の駆除にむけた生息実態調査分析を行います。
- ✳ 環境影響評価制度導入を図ります。

2 管理体制の構築、管理費用の削減策

- 緑の管理計画の策定を行います。
- 街路樹管理マニュアル策定を行います。
- アレチウリ等外来植物駆除体制の構築を図ります。



河川アダプト制度[※]による沢山川ジャコウアゲハの保護活動（アレチウリの抜き取り）

3 管理育成支援体制の構築

- 緑のデザイナー設置を検討します。
- ✳ 補助制度の創出を図ります。
- 公共施設の緑化に関する指導書・助言（ガイドライン）を作成します。

緑の教育

1 学校教育による仕組み

- ✳ 緑に関する学習の推進を図ります。
- ✳ ピオトープ[※]づくりや学校林づくりに積極的に取り組み、バイオマス[※]活用のための環境学習に専門家やサポーター制度を活用します。
- ✳ 自然の大切さ・林業への愛着を育むため、大池市民の森の「協働の森づくり」へ参加します。



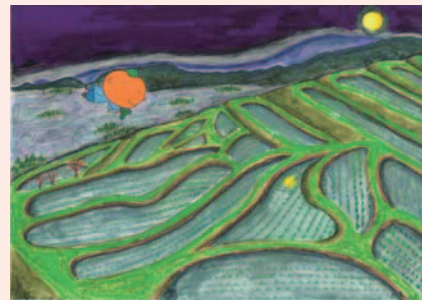
東小学校隣接の大堰^{おおせき}での水生生物教室

2 市民全般を対象とした取組み

＊緑の育成に関するイベントや講習会などを開催します。



平成22年3月に発刊された自然の大切さを題材にした環境絵本[※]



3 表彰制度の創設

- 模範となるような緑のまちづくり活動に対し、表彰・懸賞制度や活動助成を行います。

4 広報活動の推進策

- 緑の魅力を伝えるため、イベントや取り組みなどの情報提供を推進します。
- 緑化に関わるパンフレットなどの発行を検討します。
- 緑の情報センターの設置（ホームページ等、公園の花の開花情報など）を検討します。

利活用による緑の保全対策

1 緑のリサイクル

- グリーンリサイクル[※] 事業を検討します。
- 間伐材等の林産物を、市民や事業者などが利用できる制度の検討をします。
- ＊ 放置した間伐材を減らすよう努めます。
- バイオエネルギー[※] の利活用の検討を行います。